

八戸市農業委員会4月総会議事録

日時：令和8年4月10日（金）午後3時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中17名

1番 坂本 俊之 出	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 出
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 欠
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 欠	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悦子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 (欠員)	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、
主幹 小井川 健、主査 矢田 一輝、主査 橘 陽平、主事 和山 翔紀、主事 大橋 康平

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長 事務局の久保から御報告いたします。

本日は、松橋委員、田名部委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、本日の議案のうち、議案第 16 号、令和 8 年度第 1 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。

〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

久保事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、山田 貴光 推進委員の御発声が続いてお願いいたします。

【憲章唱和】

久保事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は春先のお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。令和 8 年度新しいメンバーを迎えましてスタートいたしますが、農業経営振興センターから一部機能を移動しましたことから人数が多くなりましたが、農業政策課と農

業委員会が連携しやすくなった体制でスタートできたと思っております。まず、季節の変わり目でございます。みなさま体調に気を付けて農作業などにも励んでいただければと思います。また今年度新しいスタートよろしくお願いたします。本日の議事につきまして、慎重に御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

14 番 谷地 秀典 委員、15 番 木村 武美 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 15 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

谷川推進委員

谷川から報告いたします。去る 3 月 26 日、澤向農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 19 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 19番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、大根、ねぎ、白菜です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は35km、耕作道について、235㎡の畑のみありませんが、隣接する土地の所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化について235㎡の畑のみ無し、宅地化について235㎡の畑のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、親戚や農事組合法人野田営農組合から教わりながら作業を行うとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人で兼業者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しており、田植機、コンバインについて農事組合法人野田営農組合より借用予定となっております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘推進委員

橘から報告いたします。去る3月26日、澤向農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号20番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 20番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約6.5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、兄弟から教わりながら耕作するとのことです。

年金、税猶予等はありません。世帯員は、女1人で農業専従者です。農機具保有状況について、軽トラックを1台所有しており、その他の農機具について兄弟より借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家推進委員

在家から報告いたします。去る3月26日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号21番から25番を調査してまいりました。

いずれの案件も渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条21番

はじめに番号21番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は受人が令和6年12月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約30km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人女2人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人です。農機具保有状況について、トラクター、田植機、コンバイン、トラックを各1台所有しております。

3条22番

続きまして、番号22番について報告します。資料の2ページをお開き願います。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は受人が令和7年12月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は6年で地域農業への影響はありま

せん。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女2人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター2台、コンバイン、草刈機、畦塗り機、代かき機、ブロードキャスターを各1台所有しております。

3条 23、24番

続きまして番号23番と番号24番について報告します。これらの案件は受人が同一のため、一括して報告します。調査には、いずれの案件も受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、番号23番は知人、番号24番は特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、いずれも受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和6年9月、令和7年11月、令和7年12月、令和8年2月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離はいずれも10km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。

3条 25番

続きまして番号25番について報告します。資料の3ページをお開き願います。調査には受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、さつまいも、すいか、枝豆、大根、にんじんです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約12km、耕作道はありませんが、隣接する土地の所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は3年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、管理機1台を所有、軽トラック1台を親戚より借用予定、畝立機、マルチ張り機を各1台導入予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷川推進委員

谷川から報告いたします。去る3月26日、澤向農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号26番を調査してまいりました。

3条26番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約8km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男3人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター、トラック各2台、スプレイヤー、田植機各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家推進委員

在家から報告いたします。去る3月26日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号27番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条27番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、いちごです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約15km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は3年で、地域農業への

影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女2人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、パイプハウス7棟、畝立機、散布機を各1台所有しており、畝立機、トラクター各1台を導入予定となっております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村推進委員

上村から報告いたします。去る3月26日、澤向農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号28番を調査してまいりました。この案件は、受人が自ら設置・運営する社会福祉施設の利用者に対して、社会福祉事業の一環として、農作業を通じた工賃上昇と体力増進を目的に農地を取得するものです。法人は、通常の場合、農地所有適格法人の要件を満たさなければ、農地を取得することができませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該目的のために必要があり利用するものと認められる場合は農地を取得することができ、受人はこの規定に該当しております。

3条28番

調査には、いずれも代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は前述のとおり社会福祉事業のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、大根、赤かぶ、菊芋です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化について、714㎡の田のみなし、宅地化について、714㎡の田のみあり、休耕地・山林地について、地目畑のみありです。農業経験は8年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理や収穫等の農作業は、施設の利用者20人で行うとのことです。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第16号、令和8年度第1号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

会長

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇推進委員 退室)

会長

それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業政策課から説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業政策課の小井川から、議案第16号令和8年度第1号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料の5ページを御覧

願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 27 件、使用貸借 8 件の計 35 件で、借り手及び貸し手の人数は借り手 12 名、貸し手 35 名で、利用権設定面積は合計 153,778 m²でございます。

番号 1 番から資料 10 ページの番号 35 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

それではまず、〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

促進計画 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 1,000 円でございます。

市の公告年月日は令和 8 年 5 月 21 日を予定しております。以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員 入室)

会長

それでは、残りの事案について、農業政策課から説明をお願いいたします。

小井川主幹

引続き資料5ページから御説明いたします。

促進計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、里芋を作付けするために3年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円でございます。

促進計画3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために2年間使用貸借するものでございます。

促進計画4～10番

番号4番から10番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために4年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり8,000円でございます。

促進計画11～14番

番号11番から14番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号11番は水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。番号12番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために6年間使用貸借するものでございます。番号13番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために6年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。番号14番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために10年間使用貸借するものでございます。

促進計画15～27番

番号15番から27番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、すべて水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号15番から22番までは1年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。番号23番、24番は5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。番号25番は1年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり8,700円でございます。番号26番は5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり7,800円でございます。番号27番は、5年間使用貸借するものでござい

す。

促進計画 28～30 番

番号 28 番から 30 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 1 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,600 円でございます。

促進計画 31～33 番

番号 31 番から 33 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ネギを作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 34 番

番号 34 番、利用権の種類及び内容は、にんじんを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 5,000 円でございます。

促進計画 35 番

番号 35 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

市の公告年月日は令和 8 年 5 月 21 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

(〇〇推進委員 入室)

日程第4
会長

次に、日程第4、議案第17号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

中村委員

中村から報告します。去る3月26日、澤向委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号2番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条2番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、通路及び電線用地です。実施計画は、令和8年4月25日から令和8年8月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を砂利敷きします。立地条件は、八戸市立轟木小学校から西側約500mに位置し、畑、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、報告第15号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料13ページの番号39番から資料18ページの番号54番までの計16件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあつせんの希望は、いずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局

から報告をお願いいたします。

矢田主査

事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の3月分でございます。資料の19ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条17番

番号17番、転用目的は物置1棟建築でございます。

5条18、19番

番号18番、番号19番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条20、21番

番号20番、番号21番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条22番

番号22番、転用目的は事務所1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条23番

番号23番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第7

次に、日程第7、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の3月分でございます。資料の23ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

のとおりでございます。

18条5～10番

番号5番から資料24ページの番号10番までは、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。25ページをお開き願います。

18条11番

番号11番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条12～14番

番号12番から資料26ページの番号14番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条15, 16番

番号15番と番号16番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和8年4月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時9分)